

議案第147号

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(公募による管理職への任用等)」に改め、同条第6項中「職の」を「職への」に、「ないとき」を「ないとき又は同項に定める職への任用を公募によらないで行うことが適当であると任命権者が認めるとき」に改める。

別表中第35項の次に次のように加える。

35の2	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位、人間関係その他の職場内の優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をすること	停職、減給又は戒告
35の3	前項に掲げる行為をしたことについて指導を受けたにもかかわらず、当該行為を繰り返すこと	停職又は減給
35の4	第35項の2に掲げる行為により、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させること	免職、停職又は減給

別表第62項中「強姦」を「強制性交等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中第35項の次に次のように加える改正規定及び次項の規定は、公布の日の翌日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市職員基本条例別表第35項の2から第35項の4までの規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に生じた事由について適用し、同日前に生じた事由については、なお従前の例による。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

## 説 明

公募によらないで管理職への任用を行うことができる場合を改めるとともに、懲戒処分の対象となる非違行為の種類として、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位その他の職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与え又は職場環境を悪化させる行為等を定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市職員基本条例（抄）

（公募による管理職の 任用等）  
への

第10条 省 略

2-5 省 略

6 不測の要因により第1項に定める職に充てる職員に欠員が生じたとき、新たに内部組織を設置することに伴い当該内部組織の長の職の 任用について急施を要するとへの

きその他特別の理由により公募を行う時間的余裕がないとき又は同項に定める職への任用を公募によらないで行うことが適当であると任命権者が認めるときは、任命権者は、前各項の規定によらないで、当該職に充てる者を任用することができる。

別表（第28条関係）

項番号	非違行為の種類	懲戒処分の種類
省 略	省 略	省 略
35	省 略	省 略
35の2	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位、人間関係その他の職場内の優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をすること	停職、減給又は戒告
35の3	前項に掲げる行為をしたことについて指導を受けたにもかかわらず、当該行為を繰り返すこと	停職又は減給
35の4	第35項の2に掲げる行為により、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させること	免職、停職又は減給
省 略	省 略	省 略
62	放火、殺人、強盗、 <u>強姦</u> 又は麻薬 強制性交等  若しくは覚せい剤の使用若しくは所持を行うこと	省 略
省 略	省 略	省 略